

③ 虐待とは



注意深く見守って下さい。

たとえ親からの愛情で行なわれた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、結果的には「虐待」であるといえます。皆さんの目からお子さんの関わりをみて「おかしい、やりすぎではないか」と思う場合は、早めに専門機関に相談しましょう。子どもの命にかかわる深刻な問題です。いち早く発見し、支援の手を差しのべるために、社会全体の協力が求められています。

Q、もし…虐待でなかったら？

A、虐待と疑われるときは通報しなければならない義務があります。

虐待でなくても、推察でよいのです。報告が、法的に義務付けられています。



分類	定義	例えば…
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	たたく、ける、つねる、なぐる、激しく揺さぶる、振り回す、噛む、しばる、水につける、火を押し付ける、首を絞めるなど。
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。	性的暴行、性関係の強要、ポルノの被写体とするなど
ネグレクト (養育の拒否や 放置)	児童の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。	食べ物やミルクを与えない、衣服をかえない、学校に行かせない、危険な場所に放っておく、医者にみせない、家に閉じ込めるなど。
心理的虐待	児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	子どもの存在を無視する、おびえさせる、罵声を浴びせる、ひどい言葉でなじる、無理強いするなど。

(「児童虐待の防止等に関する法律」第2条児童虐待の定義から)

【虐待が疑われる時の通報先】

◎ 多摩児童相談所

多摩市諏訪 2-6

Tel042-372-5600

時間：9:00～17:00

※休日、夜間は東京都児童相談センター 03-5937-2330

◎ 子ども家庭支援センターすこやか

調布市国領町 3-1-38 ココスエア2階

Tel042-481-7733

時間：9:00～17:00

休館日：第3土曜日とその翌日及び年末年始（12月29日から1月4日）

◎ すこやか虐待防止ホットライン

☆0120-087-358

・子育て中の保護者の方から「子育てが辛い」「このままでは虐待しそう」などの相談のほか、子ども自身からの「親のことで悩んでいる」「虐待を受けている」などの声を積極的に受け付けています。また市民の方からの緊急的な声に応える窓口として、虐待の防止や子育ての不安を持つ親子に積極的な支援を行っています。相談時間や休館日は「子ども家庭支援センターすこやか」と同じです。